

報 告 (1)

「ラーケーション ～みとっこの日～」の実施について

1 「ラーケーション ～みとっこの日～」とは

- ・ 児童生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動等を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する。
- ・ 児童生徒が様々な場所を訪れ、多くの人と出会い交流するなど、様々な体験活動等を通して心豊かな子どもを育成する。
- ・ 児童生徒が、水戸市の名所等を訪れることで、郷土への理解と関心を深め、ふるさと水戸を愛する心を育成する。

2 取得可能日数

年間5日以内

3 対 象

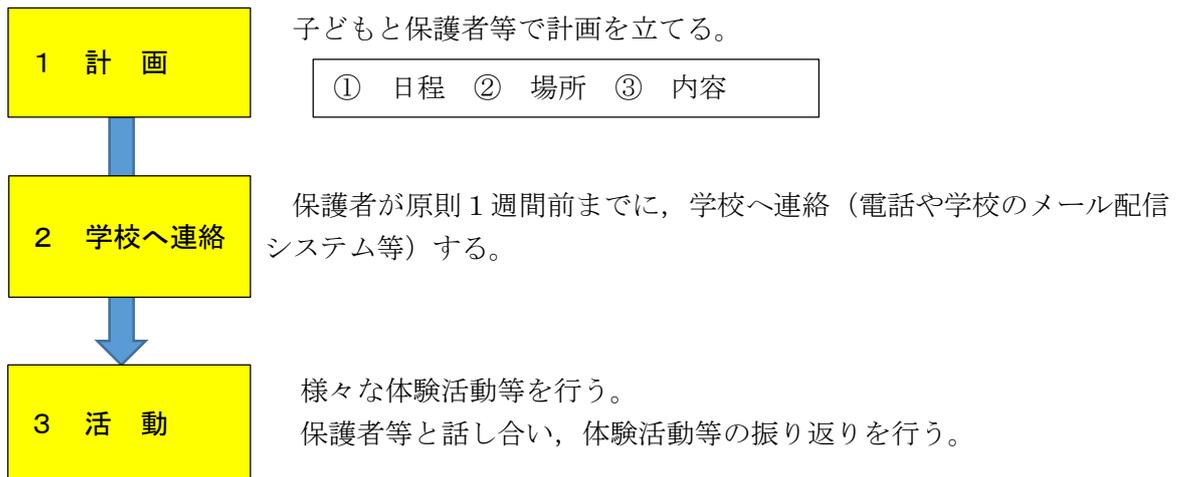
水戸市立小・中・義務教育学校

4 実施開始日

令和6年4月24日（水）

5 取得方法

保護者が原則1週間前までに、学校に連絡（電話や学校のメール配信システム等）する。



6 その他

- (1) 取得に当たっては、学校の行事予定表等を確認の上、計画する。
- (2) 取得した日の学びの保障及び給食の取扱いについては、通常の欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。

新しい学びへ

「ラーケーション ～みとっこの日～」

平日、授業の代わりに子どもと保護者等と一緒に体験活動等をしたり、話し合ったりする日です。



令和6年4月
水戸市教育委員会

ラーケーション ～みとっこの日～とは

これからの社会では、自己の在り方や生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力が求められます。そのような力を身に付けるためには、地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験的・探究的な活動を通して学んでいくことが有効です。また、自己の在り方や生き方を考えるためには、家の人とゆっくりと話をする時間も大切です。思いや悩み、不安について保護者等と一緒に考えることで、これまでの生活を振り返り、今後を見つめる良い機会になります。

子どもが保護者等と一緒に、そのような時間を取ることができるよう、水戸市が設定したのが年間最大5日間の「ラーケーション ～みとっこの日～」です。

取得の流れ

1 計画

子どもと保護者等で計画を立ててください。

① 日程 ② 場所 ③ 内容

2 学校へ連絡

保護者が原則1週間前までに、学校へ連絡（電話や学校のメール配信システム等）してください。

3 活動

様々な体験活動等を行う。
保護者等と話し合い、体験活動等の振り返りを行ってください。

御注意いただきたいこと

- 事前に学校に連絡する必要があります。連絡は保護者がしてください。
- 学校の行事予定表等を確認の上、計画してください。
- 子どもと保護者等と一緒に活動できる計画を立ててください。
- 「ラーケーション ～みとっこの日～」を取得した日の給食の扱いは、病欠等の欠席者と同様の対応となります。

活動の例

平日ならではの！水族館や博物館に行こう

興味のある施設に行き、時間をかけてじっくりと見学や体験をしてみましょう。

平日は、様々な施設が休日に比べて混雑していません。



気分は研究者！レポートを書いてみよう

興味のあることや疑問をもったことについて調べ、レポートを書いてみましょう。

書いたレポートをコンテストに応募してみるのもよいでしょう。



学校体験！普段の様子を見に行こう

普段の大学や専門学校の様子を見てみましょう。

大学図書館や、周辺の街の雰囲気味わうのもよいでしょう。



将来について！お家の人に話してみよう

将来についての思いや悩みなどをじっくりとお家の人と話し合ってみましょう。

お家の人と休みを合わせてみるとよいでしょう。



Q & A

Q 1 どうして「ラーケーション ～みとっこの日～」を設定したのですか。

A 1 学習指導要領において、「総合的な学習の時間」では、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための力を育成する。」となっています。そのような力を身に付けるためには、児童生徒が地域に出かけたり、多くの人と出会うなど、体験活動等を通して学んでいくことが有効です。

従来の学校での活動に加え、より柔軟に体験活動等の時間を取ることができるよう、水戸市では年間最大5日間の「ラーケーション ～みとっこの日～」を設定しました。

Q 2 「みとっこの日」を利用した場合、学校は欠席になりますか。

A 2 欠席にはなりません。出席停止・忌引等の扱いになります。

Q 3 「みとっこの日」を連続して取得することはできますか。また、残った日数を次年度に繰り越すことはできますか。

A 3 「みとっこの日」は、連続して取得することも、分散して取得することもできます。限度は年度内に5日であり、残った日を次の年度に繰り越すことはできません。

Q 4 保護者が急に休みを取れることになった場合、実施の1週間前より後であっても取得することはできますか。

A 4 できます。ただし、十分に計画した上で体験活動を行ってほしいので、可能な限り、早めに連絡するようお願いいたします。

Q 5 「みとっこの日」にケガなどをした場合どうなりますか。

A 5 学校の管理下での活動ではないため、学校で任意加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。実施前に家庭で個別に保険に加入することをおすすめします。